

平成27年度津奈木町一般会計決算における地方消費税交付金(社会保障財源化分)が 充てられた社会保障施策に要する経費について

平成26年4月1日より消費税(国・地方)が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成27年度津奈木町一般会計決算における社会保障施策関連経費への充当状況については、次のとおりとなります。

【歳入】地方消費税交付金(社会保障財源化分)交付決定額 39,909千円

【歳出】地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられた社会保障施策に要する経費 724,603千円

(単位:千円)

区分	目的別	平成27年度 決算額	財源内訳					うち地方消費税 交付金 (社会保障財源 化分)
			特定財源				一般財源	
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他		
民生費	①社会福祉費	376,882	97,265	85,473	0	2,227	191,917	38,616
	②老人福祉費	39,099	0	600	0	2,622	35,877	
	③児童福祉費	285,137	51,803	30,703	0	0	202,631	
	小計	701,118	149,068	116,776	0	4,849	430,425	
衛生費	④保険衛生費	23,485	0	215	0	0	23,270	1,293
合計		724,603	149,068	116,991	0	4,849	453,695	39,909

①社会福祉費では、重度心身障がい者医療費助成事業、自立支援給付事業、国民健康保険事業繰出金等の事業を実施しています。

②老人福祉費では、老人保護措置経費、地域介護・福祉空間整備等事業、介護保険事業繰出金等の事業を実施しています。

③児童福祉費では、子ども医療費助成事業、児童手当・児童扶養手当、私立保育園経費等の事業を実施しています。

④保健衛生費では、各種健診事業、予防接種事業、母子保健事業等の事業を実施しています。